平成２２年（フ）第２８３１号
東京都世田谷区粕谷２丁目３―20
債務者　森　　和代（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４２号
埼玉県和光市白子２丁目１―45―103
債務者　齊田　英隆
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５号
神奈川県大和市渋谷２丁目26番地６
債務者　村山　泰一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月23日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４９号
東京都江戸川区南小岩７丁目38―15―101
債務者　牧田　康幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本島佳代子
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１３号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1058―１―202
債務者　野村　大作
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　壽人
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月１日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１４号
東京都町田市原町田１丁目12―19―704
債務者　櫻田　祐巳
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　　理
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５３号
神奈川県横浜市港北区大倉山７丁目８―21
債務者　田村　真一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　愛朗
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７４９号
千葉県木更津市文京５丁目９―９
債務者　青木　道隆
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿野　　元
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９１号
徳島県名西郡石井町高原字桑島67番地８、旧住所愛媛県四国中央市中曽根町155番地６
債務者　森田　裕哉
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５号
徳島市名東町３丁目207番地―７号
債務者　近藤　純子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
徳島市佐古七番町８番３号―62号
債務者　相原あい子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
徳島県阿波市市場町市場字上野段745番地上南団地12号
債務者　飛田　綾子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
徳島市川内町榎瀬676番地の２―103号
債務者　中西　博之
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
徳島市佐古四番町３番18号―903号
債務者　西村　里美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜527番地１
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
徳島県阿波市吉野町柿原字原61番地２―A203号
債務者　尾池　良治
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
徳島地方裁判所民事部

第明治三十二年五種郵便物認可